

令和4年第12回玉名市農業委員会総会議事録

令和4年12月5日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	16番	高島 尚	17番	中山 一久
18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

15番 境 浩之

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田 伊知郎	推8	上田 龍介	推9	平野 雅久
推10	嶋田 裕一	推12	高本 昌揮	推13	宮永 義一	推15	大家 泉
推16	園田 勝義	推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推7 船津 和利 推11 柴尾 覚 推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	宮本真由美	係長	園木 俊範
主任	大原 三和	会計年度任用職員	小山久美子		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
第56号 農地法第4条の規定による許可申請について
第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
第58号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第32号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第33号 農地の形状変更届について
第34号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから始めたいと思います。

本日は農業委員総数19名のうち15番、境委員から欠席の届け、農地利用最適化推進委員19名のうち、7番、船津推進委員、11番、柴尾推進委員、14番、東推進委員から欠席の届けが出ております。農業委員総数19名のうち18名の出席、農地利用最適化推進委員19名のうち16名の出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和4年第12回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さん、こんにちは。

本日は大変寒くなりましたけれども皆さん、お集まりをいただきました。本当にありがとうございます。

早いもので今年一年終えようとしています。あと1カ月になりまして、残り少なくなってきました。皆さんの御協力によりまして、一年間何とか無事に業務を行うことができたと思っております。本当にありがとうございました。感謝をしております。

今年を振り返ってみると、何といたってもまたコロナの一年かなあというような気がしています。今、第6波ということで、私のところの近くでも何人かコロナにかかったという方の声を聞くようになりました。そういう状況ですので皆さんのほうも気をつけていただきたいと思います。

もう一つは、世界ではやっぱりロシアのウクライナ侵攻ですね、ああいうのが一番影響を受けた話かなあと思います。それによって原油が上がったり、いろんな物価が、食料品の値段が上がったり、電気代が上がったりとか、農業でも生産資材が上がったりとか、農業の生産資材がなかなか入りにくくなったとか、そういう点があります。国内でもいろんな問題があって、なかなか今年は大変な年だったかなあという、一年を振り返って思っています。来年は本当に少し落ち着いた世の中になればなと思っています。

そんな中ですけれども、最近の話題はサッカーですよ、今日も日本は決勝トーナメントに出て、クロアチアとのトーナメント戦があるということで、本当にサッカーで日本中が沸き立っていますし、元気をもらったような気がします。今日また勝ってもらって元気をもらえたらなあと思います。

ちょっと話は変わりますが、農業新聞を見ていたら、新聞に食料・農業・農村基本計画法を見直していますというようなことが書いてありました。その法は大体25年ぐらい前に策定をしてあるんですけども、その中に書いてあったのが、25年間で基本的な農業従事者が半分に減っていると。そのころ270万人ぐらい農業者はいたんですけども、今は130万人ぐらいだそうですね。農地面積が14%減っていると。大体食糧自給率が20年間ぐらい40%、今は38%ですかね、そのへんのところをずっと推移しているという話を書いてありました。

ほかに、少子高齢化で国内需要が今からずっと下がっていきたくらうと。まだなかなかウクライナ情勢が悪くて生産資材が上がって、なかなか品物が入ってこないとか、諸々いろんなことを書いてありまして、そういう事情もあって法を見直そうというような動きが今あっているようです。

それに併せて、玉名市のほうも玉名市食料・農業・農村基本計画というのが平成29年3月に作ってありますけれども、それも今、見直しをしようということで今、始まっていますので、それについてもお知らせをしておきたいと思います。世の中いろんな動きがあっていますが、農家にとって大変な時期かなあと感じますが、私たち農業委員できることを精一杯頑張って、良い年になるように頑張っていきたいと、そういうことで皆様方の御協力をよろしくお願いしまして、議案のほうに入りたいと思います。

よろしくお祈いします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは早速、議事に入りたくいと思います。

本日は、第55号から58号までの358件の議案審議、それから、報告第32号から34号までの24件の報告があります。

皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願い申し上げます。

本日の議事録署名は、委員番号18番の田上靖晃委員、19番の丸山和則委員にお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をされるようよろしくお願い申し上げます。

併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） では、初めに、議第55号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は13件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第55号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和4年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、秋丸の申請人で、秋丸の田390㎡外2筆、計933㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

2番、秋丸と岩崎の申請人で、秋丸の田1,051㎡外1筆、計1,213㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

3番、福岡県糟屋郡篠栗町と大浜町の申請人で、大浜町の畑755㎡を農業廃止と相手方の要望のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、大浜町の申請人で、大浜町の田200㎡外15筆、計26,368㎡を農業者年金再設定のため使用貸借権を設定するものです。

5番、差し替えた議案で説明させていただきます。青野の申請人で、青野の畑730㎡外1筆、計796㎡を農業廃止と規模拡大のため売買するものです。

6番、天水町と熊本市西区の申請人で、南坂門田の畑4,093㎡外1筆、計10,410㎡を姪に贈与するものです。

3ページをお願いいたします。

7番、熊本市西区と中坂門田の申請人で、北坂門田の田1,647㎡を譲渡人の要望により隣接農地所有者に贈与するものです。

8番、岱明町の申請人で、岱明町浜田の田1,269㎡外1筆、計3,163㎡を生前一括贈与するものです。

9番、天水町と横島町の申請人で、横島町横島の畑671㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

10番、熊本市北区と天水町の申請人で、天水町野部田の田972㎡外1筆、計1,855㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

11番、天水町の申請人で、天水町立花の田2,088㎡を相手方の要望と規模拡大のため貸借権を設定するものです。

4ページをお願いいたします。

12番、天水町の申請人で天水町小天の樹園地4,078㎡外4筆、計8,204㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

13番、天水町の申請人で、天水町小天の樹園地1,009㎡外21筆、計17,360㎡を農業者年金再設定のため使用貸借権を設定するものです。

以上13件、合計75,463㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る11月30日及び12月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をよろしくお願いたします。また、連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは、1番、2番は同じ委員ですのでよろしくお願いたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について説明いたします。

まず1番から、秋丸の田3筆で933㎡、譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大、下限面積も満たしており問題ないと判断します。

審議のほどをよろしくお願いたします。

2番の案件について説明いたします。

秋丸と岩崎の田2筆で面積は1,213㎡、譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大、下限面積も満たしており問題ないと判断します。

御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推3番（田中正通君） 推進委員3番、田中です。3番の案件について説明いたします。

農業廃止の譲渡人が申請地の両側に農地を所有する譲受人に、相手方の要望のために売買するものでございます。下限面積も満たしており、何ら問題ないかと思えます。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続いて、4番をお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。4番の案件について御説明します。

農業者年金受給のため親子間の使用貸借を設定するもので、何ら問題ありません。

審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員番号6番、縄田です。5番の案件について説明いたします。

譲渡人は高齢のため農業廃止、譲受人は姪に当たり、規模拡大のための申請です。先ほど事務局から説明があったとおり、取り下げてもらった土地を現地確認したところ、畑に行く道路とかもなく、これはとても無理だろうということで取下げをしていただく旨になりました。譲受人は下限面積も満たしており、許可相当だと判断いたします。

以上、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番、7番は同じ委員なので続けてお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 8番農業委員、本田です。6番の案件について説明します。

申請農地は親子で、賃貸借契約で耕作していた農地を母から子へ贈与するもので、譲受人の下限面積要件も満たすため許可相当と認めます。以上です。

続いて、7番の案件について説明します。

譲渡人は熊本市在住で、実家の北坂門田の農地及び空き家等の整理を考えられております。申請農地は、譲受人の田の隣接地で、現在耕作放棄地になっています。田の形状などで作り手がなく、譲渡人の希望で贈与されるものです。譲受人は元気で農業に従事されており、下限面積要件も満たすため、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 13番農業委員、中島です。8番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人は御年配で、共同で経営されていましたが、生前で一括贈与しとこうということになりまして、持ち田の2筆、計の3,163㎡を生前一括贈与ということで申請がありました。

問題ないものと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。9番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大の売買となります。この土地は譲受人の住居の隣で利便性もよく、また、下限面積も満たしておりますので問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願ひいたします。

○17番（中山一久君） 17番農業委員、中山です。10番の案件について御説明します。

譲渡人の要望により申請地に隣接する農地を所有する譲受人に売買するものです。現地調査の結果、何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願ひいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。11番の案件について説明します。

申請農地は貸人の要望により経営拡張する借人へ賃貸借を希望する農地です。借人の下限面積要件も満たしており、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、12番をお願ひいたします。

○19番（丸山和則君） 農業委員19番、丸山です。12番の案件について御説明いたします。

使用借人と使用貸人は親子関係であり、農業者年金の再設定のために賃貸するもので、何ら問題はないと思ひますので、審議のほどお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、13番をお願ひいたします。

○推19番（坂門聡一君） 推進委員19番の坂門です。13番の案件について御説明いたします。

使用貸人と使用借人の親子関係による農業者年金の再設定の申請で、何ら問題ないと思われまふ。御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま3条申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思ひます。

議第55号農地法第3条の規定による許可申請13件について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、

議第55号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第56号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は2件です。

議第56号には、受付番号1番につきましては、顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いいたします。

議第56号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が大浜町の田、現況宅地548㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。報告第32号18番と関連しております。

2番、申請物件が富尾の田1,092㎡のうち289㎡で、転用目的は材料搬入用仮設道路の一時転用です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、合計837㎡につきましては、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る12月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番の顛末書を事務局担当のほうで読み上げをお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号1番の顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくをお願いします。

1番をお願いします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。1番の案件について御説明します。

今、説明されたとおりで、本人も既に亡くなられ、息子さんも遠方におられ、また経緯も聞き取れない状況ですが、現地調査した結果、許可相当だと判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番をお願いいたします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員10番、澤村です。案件2番について御説明いたします。

申請地の場所は県道八女線の旧地域医療センターの北、約300mぐらいのところで、県道に隣接しているところです。申請地の先に用水、排水を兼ねた幅40cmのU字溝を敷設するための材料進入路としての一次転用です。仮設道路の幅は6m、延長が23.69mです。工事が終わり次第もとに戻し、工事中に万が一隣接地に対し問題が発生した場合は、申請者が責任を持って対処するとのことでした。

現地確認をしたところ何ら問題はないようで、許可相当と認めます。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

4条申請につきまして委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第56号農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第56号につきましては、許可をすることに決定いたしました。

続きまして、議第57号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は13件です。

この議第57号では、受付番号5番、それから10番、12番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いいたします。

議第57号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑46㎡で、転用目的は外柵用苗木植栽です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑1,172㎡で、転用目的は駐車場・倉庫です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断

しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

3番、申請物件が築地の畑333㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。報告第34号1番と関連しております。

4番、申請物件が山田の畑390㎡外1筆、計543㎡で、転用目的は上水道及び電線引込地・資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いいたします。

5番、申請物件が中尾の畑、現況宅地767㎡で、転用目的は宅地分譲（3区画）です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が下の畑390㎡外1筆、計837㎡で、転用目的は太陽光発電施設（49.5kW）です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町高道の畑489㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町鍋の畑495㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が天水町部田見の田37㎡で、転用目的は個人住宅用進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8ページをお願いいたします。

10番、申請物件が天水町小天の田、現況宅地1,851㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が天水町小天の畑84㎡で、転用目的は進入路拡幅及び駐車場

です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、市役所等が存在する農地で、第3種農地と判断しております。

12番、申請物件が天水町小天の田、現況宅地132㎡で、駐車場及び資材置場です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、市役所等が存在する農地で、第3種農地と判断しております。

13番、申請物件が天水町小天の田393㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

以上13件、合計7,179㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る11月30日及び12月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、5番に始末書が出ていますので、まず受付番号1番から4番まで順に委員の説明をお願いします。連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは、1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

申請地は神社北東200mぐらい。申請地の購入者は玉名市に長年勤務していた役所を退職し、青少年や幼児の情操教育などの目的を持って、平成26年4月に小動物公園を開設、これまで無料で施設を開放している。事業目的は、小動物公園の外周に必要なマキなどの外柵用苗木を育成する。事業面積は46㎡で、マキの苗木27本を植林する。現在、飼育中の動物はポニー2頭、ヤギ2頭、うさぎ4把、モルモット40匹、九官鳥などの小動物で、今後も少しずつ増やしていく計画です。

給排水計画は苗木の育成のために給水はなし、雨水は自然浸透、現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番、3番、4番は同じ委員なので、よろしく申し上げます。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番から5番まで説明します。

2番の案件について説明します。

申請地はゴルフ練習場から南500mのところにあります。転用面積は1,172㎡、駐車場車両台数は12台、隣接は倉庫です。給水はなし、雨水は自然浸透、西側道路側が低くなるように少し勾配がついています。周辺農地に被害をあたえた

ときは、譲受人が責任を持って解決するそうです。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどお願いします。

3番の案件について説明します。

これは10月の総会のときにあったやつで、持ち分変更による許可の取り直しです。以上です。

4番の案件について説明します。

申請地は玉名バイパス通りにあります。転用面積は543㎡、上水道及び電線引込地・資材置場になります。流水なし、汚水・雑排水なし、雨水は自然浸透、周辺地に被害が及んだ場合、譲受人が責任を持って対応します。

調査をした結果、問題ないと思います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

次の受付番号5番につきましては始末書が出ていますので、始末書の読み上げをお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 5番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま5番の始末書が読み上げられましたので、受付番号5番から次の9番まで委員の説明をお願いしたいと思います。

それでは5番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 5番の案件について説明します。

申請地は、玉名中学校が200mのところにあります。転用面積は767㎡、個人住宅用地3区画です。給排水は玉名市公共上水道を使う、汚水、玉名市公共下水道、雨水、西側の排水路へ流す。雨水は段差があるのでL字型ブロック擁壁、空洞ブロックを使う。被害がでた場合、申請人が責任を持って対応するとのことでした。

調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、6番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。6番の案件について説明します。

申請地は玉名橋より東の1,300m離れた梅林下の畑です。譲受人、申請人は地元の人で、太陽光発電施設を設置するものです。申請地は、周辺は北側、東側は道路、西と南は畑と山林です。総面積は全体で1,281㎡、転用面積は837㎡、パネル360枚を設置する計画で整地を行い、周辺をフェンスで囲むということです。給排水はなし、雨水は自然浸透させてオーバーフローに関しては溜め枥を設置して北側の道路側溝に排出するとのこと。万が一被害が発生した場合には、転用者が責任を持って処理するとのこと。

以上、現地調査の結果特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお

願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いします。

○推12番（高本昌揮君） 推進委員番号12番、高本です。7番の案件について説明します。

目的は個人住宅のための農地転用です。転用面積は489㎡です。申請地は、旧岱明町役場から北に500mほど行った集落の中にある農地です。北側に住宅、南側が道路、西側は排水溝、東側は畑になります。西側にはL型擁壁を設置し、北側と南側にブロックを設置するそうです。敷地内に山砂を隣の住宅と同じぐらい入れるそうです。給水は上水道に接続予定、雨水排水は敷地内に雨水溜めを設置予定です。それと西側にも排水を予定されているそうです。生活排水は下水道に接続するそうです。

調査の結果、許可相当と思われるので、審査のほうをよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いします。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。8番の案件について説明します。

申請人は今回の申請地の隣接地に美容院を経営されています。両親が住んでおられる家が老朽化のため、その土地が借地でもあり、申請人が両親と話し合った結果、今回の申請土地に決められたということです。進入口は県道112号玉名長洲線です。宅地になっていますが、申請人の息子に購入が決まっており、その一部を利用して本件土地に進入する計画です。

転用の目的、個人住宅、地目、畑、第2種農地です。面積495㎡です。建築面積は69.66㎡です。土地の所在地は、岱明町鍋です。給排水計画、給水は市の上水道に接続されます。排水処理、雨水は敷地内に溜め枡を設置され、水路に流すということです。生活雑排水については、市の下水道に接続され流されます。被害防除計画、敷地の周りをブロックで囲み、土砂の流出を防ぐということです。農地などに被害が生じた場合は、申請者が責任を持って解決するとのことです。

現地調査の結果、問題なく許可相当と思います。以上です。よろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いします。

○推17番（永田眞一君） 推進委員17番、永田です。9番の案件について説明いたします。

譲受人はマイホーム建設の目的で、令和4年10月5日の総会で農地転用許可を受けましたが、その際、同時に申請すべきであった転用手続きを失念したため、今回前面道路への進入路としての申請をするものです。転用面積37㎡、進入路37㎡、給排水計画、給水はありません。雨水は雨水浸透柵を設置して処理、オーバーフロー分のみ北側水路へ放流、被害防除計画、申請地は平坦であり、特段造成の必要もないため、土砂の流出、堆積、崩壊は発生しませんが、工事期間中は万全の注意をもって工事にあたります。万が一被害が発生した場合は、申請者が責任を持って対処するとのことです。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の10番につきましては始末書が出ていますので、始末書の読み上げをお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 10番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま10番の始末書が読み上げられましたので、10番、11番について順に委員の説明をお願いいたします。

それでは10番、お願いします。

○19番（丸山和則君） 農業委員19番、丸山です。10番の案件について御説明は今、事務局からあったとおりです。また、現地は家、道路に囲まれており、水路も設置してあります。また、近隣の農業には被害は今まで報告されておりません。

以上です。審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願いします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。11番の案件について説明します。

申請地は玉名市天水支所から北に約150mのバス路線に沿った農地で、200m圏内に天水郵便局、玉名市商工会天水支所、天水グラウンドなどがある場所です。申請地は集落に所在する三角形の形状の農地で、東側は転用住宅地、西側、南側、北側は道路に囲まれています。申請人は北側道路の奥に居住する者ですが、取付道路として利用中の道路の幅が狭く、車の出入りに不便であり、また駐車スペースも狭く不便なため、母が菜園地として利用していた本件申請地を譲り受け、自宅への道路の拡幅及び、今回青天井の駐車場として計画しているものです。転用面積は84㎡で、道路拡幅部分用地約122㎡、屋外駐車場の用地約62㎡を建設計画です。給排水の計画については、給水、生活排水はなく、雨水については自然浸透し、水は既存の西側排水路に接続して流すということです。万が一被害が発生し

た場合は、転用者が責任を持って対処するとのことです。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、12番につきましても始末書が出ていますので、読み上げのほうをよろしくお願ひします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 12番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま12番の始末書が読み上げられましたので、12番、それと13番について委員の説明をお願ひします。

それでは、12番をお願ひします。

○18番（田上靖晃君） 続きまして、12番の案件について説明します。

申請地は玉名市天水支所から北北西に約200mで、沿道から西に40mほど行った農地で、農業用資材販売会社の事務所及び倉庫敷地に接続した西の端にあります。それらの100m前に天水郵便局や玉名市商工会天水支所等がある場所です。申請人は農業用資材販売会社で、業務用車両の駐車場用地として転用申請するものです。転用面積は132㎡、盛土はせず、駐車場用地として整地し、車2台分の駐車スペースを確保するとともに、商品資材の積み下ろしを行う場所として利用する計画です。給排水については、用水はなく、雨水の処理については、駐車場は排水路と境界にコンクリートL型を設置し、砂利敷きで自然浸透、溢れた分は西側の排水路に流します。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことです。

以上、調査した結果、問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、13番をお願ひします。

○推18番（後藤雄一君） 推進委員18番、後藤です。13番の案件について説明します。

申請地は天水支所から西側に700mの場所です。申請人は天水町に借家住まいで、4人家族のため日常生活に支障を来すため、妻の実家に隣接する妻の父が所有する土地に住宅を建設する予定です。事業面積は393㎡、給排水計画ですが、給水はボーリング、雨水、生活排水は合併浄化槽にして玉名市管理の水路に流します。近隣農地に影響がでないように計画をしていますが、影響がでた際には関係者と速やかに協議を行い、対処します。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく

お願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条の申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 8番農業委員、本田多美子です。5番、始末書が出ていた分ではあるんですけど、田から宅地へされますよね。そのときにやはり宅地並みの課税になるのでしょうか。田んぼだったところ、その時点で。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。今の尋ねられたのは、現況が宅地ならという（「そうです」と呼ぶ者あり）はい、現況、これ税務課が課税することになりますけど、原則現況主義です。すなわち宅地になっているということになったら宅地という課税をされます。以上です。

○8番（本田多美子君） はい、わかりました。それで、先ほどの前ページの5番の昔は台帳で田んぼで、今、現況宅地で、法務局に行って初めてここが田んぼだったということだったですよ。5ページの1番の、そういうときにはやはり、全然知らんけどもう宅地になつとるけん、何といたしますかね、さかのぼってがなかなか難しいのかな。やっぱりずっと税金を宅地で納めているから、宅地で思ってしまったら現況がわからなくなるんですよ。と、やっぱり法務局に行って初めてわかるという形になるんですかね、こういう場合は、現況主義だからということは。

○事務局次長（宮本真由美君） はい、事務局の宮本です。その課税が、実際は相続をされて、自分の代ではない時代に違反ですとか無断ですとか転用がなされていた場合に、初めて登記を見て、多分宅地なら宅地、雑種地なら雑種地の税金を払っていらっしゃるからですね、その登記簿の地目は田です、畑ですというところまで確認をされずに払っていらっしゃったと思うんですね。その次に自分が何かしら転用の関わりを持たれたときに、あら違ったよねというところではわかるということとはよく聞きますので、そういうことだと思います。そして今回この現況で宅地と出ていますのは、既に宅地課税になっている案件になります。

○8番（本田多美子君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（下川 安君） ほかに何かございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。今の件について、始末書で済ませている現状、私、今日来るときに農協に寄って、地域の人から、「家を建てる場合、事前着工した場合どがんなつと」て聞かれたんですね。「今は私の地区では許可はあげません」て言うたっですよ。「あら、前の委員長は始末書ばいっちょ書くとしやが許可ばやるとだけんよかよか」て、こがん言いよらしたよていうか、皆さんそういう認識ですね、そのへんをどこかで止めなんて思うとですよ。今は本田さん

のおっしゃった5番の案件についても、前からそういった感じで、新たに事業ばして初めて田んぼだったという、それはわかるばってん、そのとき農地と宅地では税金の差があるけんですね、わかるはずで思うとですよ、調べれば、そのへんを調べずにそのままして、よかよか始末書ば書くとよかっただろけんていうてから、そのへんをもうちょっとどがんかできんかなあて前々から思いよつとばってん、そのへんについて事務局長はどがん思いなはるですか。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。確かに今おっしゃるとおりであります。現状としてここはまだ許可は農地に、これは例えばの話ですけど、農地の転用許可がなくて知らんだって建物を建てとったとか、極端な話、家ですけど、それは農地法のとおりいくなら、農地に戻してくださいと指導していくのは正しいんですけど、現実、家を解体して一回農地に戻してくれはなかなか言えない部分があります。ですので、もちろん坂本委員のおっしゃることは全く間違いございませんが、できるだけ今後、そのような当たり前に農地法の法令上いくなら解体して農地にしてくださいと、現状回復してくださいと言うのが筋でありましたが、なかなか現実そのようなことがやれなかったというのがありますので、今後新たなことに対しては、少しずつ浸透させて、農地法の遵守をしていただくように努めていきたいと考えております。以上です。

○5番（坂本正敏君） 最後にひと言言われたのは、「裁判すつと負くつとだろが」て、そのひと言ですよ。委員長もおっしゃったとおり、裁判すつと負くつとでしょう。要するに農業委員が絶対認めてちゃ裁判をされると農業委員が負けるという。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。その所有者がどうしても権利を主張した場合ということですか。

○5番（坂本正敏君） 一番最初に委員長がそぎゃん言いなつたですよ。事例でこういうことがあります。委員長、覚えていないですか。

○議長（下川 安君） 農地法のあれでしょう。だけんそういうことで向こうから反論を受けたときに、要するに法的にそういうふうに移すべきであつて、それについては裁判的に向こうから訴えられると負ける可能性が多いかなあという感じですね。

○5番（坂本正敏君） その言葉で私たちがガクツときてから、農業委員は何のためにあつとだろか、農業委員の権限は何もなかじゃなかですか。農業委員なはよ辞めなんねていう感じになつとつとですよ。以上です。

○議長（下川 安君） ほかに。よろしいですかね。

はい、中島委員。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。今、最後また質問されたときのこのままでは、ちょっとこれから先、みんな不安の中でということで、今、考えて

みましたけど、申請のときにやっぱり司法書士さんとか、一応いろいろ書士というか、申請の内容を依頼されるときは玉名管轄のそういう事務所あたりに、農業委員会からの通達というのは可能ですかね。今の始末書みたいな文書をなるべく中止の方向に、中止じゃないけど、どうしてもできない部分と、工事的に今、言われた申請が終わるまでは工事しかかるんじゃないかと、確実にそこは決まり事を守っていただけのような通達みたいなのを農業委員会から出されないものだろうかとか、農業委員だけでこれを解決しようと、今までの歴史の中の流れから立て直すというのは相当無理かもしれませんが、少しずつ周りから色を白黒はっきりさせるんじゃないかと、グレーだったら白に少しずつ近くなるような形でいく方向性を、この会で見つけていったらどうだろうかと思ひまして今、手を上げました。私は立派な答えじゃない。方向性をみんなで作り上げていき、代表の会長が、ああ、うちの会は良くなつたと、そうやって終われるような会にすることも任期の一つの方向性じゃないかと思ひまして、要望ですけど皆さんの言葉を反映でき、そこの地元の人たちからも信頼できるような委員でありたいと思ひまして、今、意見を、手を上げて意見を言いました。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

そのへんのところも皆さんとまた話し合つて、それで前のほうに進めていきたいと思ひます。

ほかに御意見ありましたら。何か皆さんで思っていることをそれぞれ言つていただくと、その方向でいいのかなと。水本委員。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。2、3日前にもちょっと土地の農地の形状変更について近くの人が来られて、この農業委員会にも来られたそうです。それで話を聞いてみて、ちょっとわからんなあて、そして、ちょうど自分が畑に行つとつて、そこで会つたけん説明したんですけど、もう既にダンプで2台、2トン車で2台ぐらい埋めとんなつたです。自分げの土地ば自分が埋むつとだけんなんの、やっぱり意識が、私もこの推進委員になつて初めて農地法というのがそれがわかつたわけです。私も一般の農家の人、今までこういう事例があつた人は知つるかもしれんばつてん、何もなかつた人は、自分げん土地ばどがんするかは勝手じゃなからうかと思ひ人が一般的と思ひます。なかなか農地法を知らん人が多くて、ここは自分の土地だから自分がなんしてんよか、勝手じゃなからうかという考えがあると思ひます。それをいろんな形でわからせるためにはどがんすつとよかつかなあと思ひます。どがんしたらよかでしょうかね、一般の人たちに一般の農家の人たち。質問を終わります。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。農地法、今おっしゃつたような本単

純というか、自分の農地なので何でそういうこと、許可とかですね、なかなか周知できない部分があるかと思いますが。せめて今、当たり前に農業委員会でお知らせしているのは、農業委員会だよりというのを発行しておいて、そちらに、例えば農地を耕作目的で農地の権利移動には農地法の3条の許可が要る、自分の名義を農地以外に転用するときも農地法の許可が必要であると、それらの農地法の許可、いろんな簡単なよくあるようなことは、許可申請、許可が必要ですよということは、周知は農業委員会だより等でしておりますけど、もし必要であるのならほかの方法で周知する、例えば、広報たまなの市政だよりのほうにもたまたま記事をスペースをとって、途中で周知を図っていくとか、そのようなことを考えていきたいと思います。以上です。

○5番（坂本正敏君） すみません何度も、あと一つあります。

農業委員5番、坂本です。今ですね、私も頭の痛い案件を抱えておまして、地元だからといってですね、顔を合わせる、ちょっと許可ば今やとらん案件のあつとですよ。地元で顔を合わせて、なかなかちょっと心苦しいところがあるし、田端委員の胃の痛うしてでけんていう案件も抱えとんなる。実際、地元で厄介な案件のあった場合、ほかの例えば岡田委員のごとやかましか人に見てもらおうとか、そがんことはできんかなあて、やっぱり、ちょっと県の農業会議所等で会合のあったとき聞いたところ、ほかの地区ではそういうところもありますという答えがあったので、やっぱりそがんしたふうにしてもらおうとしゃがよかかなあて思うばってん、どがんかなあて思って今、提案しました。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。今の件ですけど、いろんな現地調査等、地元以外での委員から、そこに居合わせるということは、そしてこれは非常に今のは良い方法、意見であったのではないかと今、お聞きしたところそう感じました。ですので、そのようなことも考えていきたいと思います。以上です。

○議長（下川 安君） 実際的に私が向こうに行ったとき、なんかそういう大きな案件のときは、農業委員全部でなんか見にいってもらったことがあります。そんなことをみんな、それをみんな協議して共有して行って、地元のそういう転用あたりですけども、ちょっと大きな問題は全部でみたほうがいいのかあと思うし、そういう案件があったらそういう申し出をしていただければいいのかなと思いますけれども。

○5番（坂本正敏君） こういう話は総会じゃなくて委員会という形で寄せてから話してもらおうとしゃが、もっと皆さんからの御意見が聞けると思うんですね。テープに録音して議事録に残さなんでしょう。私は別によかつばってん、やっぱりなかなかそういうところが苦手な方もいらっしゃるの、よろしくお願いします。

○議長（下川 安君） なんか小委員会みたいなやつを、要するに、もう一回小委員会みたいなのを月に1回みんなで集まるやつをつくりましょうかねとか、そういうのもちょっと来年あたり考えたらいんじゃないか。

それではほかに何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、農地法第5条の採決のほうに移ってよろしゅうございますか。

それでは、議第57号農地法第5条の規定による許可申請13件ありましたけれども、これにつきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いしたいと思います。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第57号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第58号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は330件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。9ページをお願いいたします。

議第58号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和4年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページの総括表、12ページから37ページまでの集計表のとおり、意見を求められております。

今回、所有権移転が9件、18,080㎡、利用権設定が283件でありましたが、そのうちの13ページ、これは議事の中での直前の取り消しということがありましたので、口頭でのお知らせになります。議案13ページ、きょうの9番の案件で、ちょっと数字が面積の数字は小さいんですけど、使用貸人、借人、共に岱明町の案件で、9番の18筆、7,805.17㎡が取り消しということになりましたので、利用権設定につきましては282件、925,931.12㎡、合計が291件、944,011.12㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し御提案しております。今、修正しました案件箇所につきましては、事務局での修正、議事録補完ということにさせていただきます。

以上のとおり御提案します。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 今、議第58号農用地利用集積計画の決定について説明があり

ましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

数字の訂正はわかりますかね。9番が取り消しということで、一番最初のページが、37ページの一番最後の欄の件数と面積が、先ほど事務局長が言ったように変わったということです。

○事務局長（小山 博君） 再度申し上げます。37ページの最後の合計欄を再度お知らせいたします。

左から所有権移転は変わらず9件、18,080㎡、利用権設定が1件減り282件、925,931.12㎡、合計が1件減り291件、944,011.12㎡に訂正になりますので、以上のおり御提案申し上げます。

○議長（下川 安君） ということです。これにつきまして皆さんのほうから何か御意見、御質問ございますでしょうか。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番の嶋田です。設定状況集計表のほうで、集積推進の担当が私になっている分で、賃借権の設定になっている方で、明らかに今現在耕作能力がない方というのが名前が出ていらっしゃる方がいるんですね、誰とは言わないんですけども、そういった方に賃借権をまた何年かお願いするというのはどうなんだろうと思ひまして、お伺いなんですけれども。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。ただいまの案件は、14ページの3年契約の件でしょうか。

○推10番（嶋田裕一君） 15ページですね、32番、33番、ちょっとこちらの借受人の方、最近耕作能力が大丈夫なのかなという不安がありまして、そういった方に対して何かこっちから伝えたり、お話しできたりしたあとに申請許可を出したほうがいいのかあとと思ひまして。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。今、嶋田推進委員がおっしゃられていることが、そのような貸し借りの話が出た際にとということでしょうか。

○推10番（嶋田裕一君） 今、申請が出ているということなので、これを許可したらまた設定期間は耕作していただくという形になるわけですね。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。おっしゃるとおりで、設定した場合はその期間、耕作をしていただくのが原則になりますが、もちろんそのような実情があった場合はですね、それは期間中まだ短くてもですね、合意解約、そのような実情があるならですね、実情に応じて解約をするとかですね、必ずしもその期間をしたあいだ中、必ずそれを全うしなければいけないというものではございません。そのときその時点で柔軟に実情に応じた対応をしていくことも、もちろん可能であります。

○推10番（嶋田裕一君） 事前にもし許可をだめですよ、いや、もうちょっと考え直

してくださいということができるのであれば、途中で話しをしに行こうかな。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。すみません、今、お話しされているのが、契約を結ぶ時点でのことなら、もちろんそれは農業委員のほうからですね、お話も、だめですよとか言い方はちょっとそういう言い方にはなりませんけど、耕作のほうは問題ないでしょうかとかですね、そのようなことは当然話はしてよろしいと考えております。

○推10番（嶋田裕一君） ありがとうございます。

○5番（坂本正敏君） そういうことじゃなくて、坂本ですけど、そういうことじゃなくて、耕作能力もないのに許可してよかつかなあていうことをお尋ねしています。

○推10番（嶋田裕一君） そうです。（「そうでしょう」と呼ぶ者あり）そうですけど、ただ、これは1回事務所のほうで受理して、そして審議にかけてオッケーなら大丈夫ですよということなので、この受け取る段階で一度農業委員会や推進委員のほうで相談できればなというのがちょっとあったので。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島ですけど、今の質問に対して、もうちょっと1人でこの作業をされているのか、家族とか親戚とか雇われている方の協力者があるのか、そのへんを詳しく言ってもらわないと、話の土台というのが、契約は今、事務局が言われたように結んでも、反古にしたときは解約、契約解除ができるし、だから、契約のときのうんぬんじゃなくて、農業をやりたいから契約をされているというか、貸し借りしているというか、使用権されているから、農業を今までどうされて、それで不安だあったらちょっと大丈夫ですかというぐらいいいけど、どうでしょうか。

○推10番（嶋田裕一君） 本人の意向は恐らく農業をしたいと思われているとは思いますが、ただ、ほかの契約されている方から、ちょっとあの人にはお願いできないからというような断りがあったりだとか、作業する能力が、そうですね、ただ、申請を受け付けてあるのであれば、あとからまた解除すればいいだけなのかなあということなんですけど、周りから相談を受けるんですよ。今まで頼まれていた方も、ちょっとその人にはお願いしたくないなというような話があったりだとか、そういった話があったので、その話を、契約を更新する際に、いったんこっこの農業委員会のほうに話してもらおうと、こっちからも話ができたのかなあと思ったので、客観的にみて生産能力がないなというこちらの勝手な判断で、本人の意向とはまた別です。本人がやる気があるというのであれば、頑張ってくださいという話ですけど、今までの経緯がどうなのかなということがあったので。

○主任（大原三和君） すみません、事務局、大原です。これを受け付けたときですけども、男性1名、御本人だけということで受けております。一応認定を更新され

て認定を今、お持ちなので、経営計画はされているんだと思うんですけども、その時点でうちのほうは認定がある、もしくは面積要件でお米等をされている場合、1町5反、5,000㎡以上されている場合は基盤強化法での契約ができるようにはなっています。

実際そのときお話を一応しているんですけども、このほかにも何件か契約があって更新されなかった部分も実際あります。ここは作りますということで意欲を見せられていたので、機械も買うか借りるかちょっと決まっているということでお話をされていたので、一応こちらのほうを受け付けているような形です。

○推10番（嶋田裕一君） ありがとうございます。わかりました。ありがとうございます。

○議長（下川 安君） よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）
ほかに何かございましたら。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番の西本です。ちょっとお聞きしたいんですけど、この今、9番に載っているこの案件だけじゃなくて、この借りている人は死亡されたんですよね。だから、ここに書いてある人は亡くなられたので、ほかにもまだたくさん借りておられるんですよね。だから、これをどのようにしたらいいのか、今日こういう機会があったので御相談して、ほかのところはどうされたか、そういうのを参考にしながら、まだ家族ともそういう話は全然していないんですよ。今日葬儀があったもので。だから、落ち着いてから家族の方と話をして、今まで、今、借りている分をどのようにしたらいいのか、そういうのを御相談したいなと思っているんですけど。

○事務局次長（宮本真由美君） すみません、事務局からですけども、この案件に関しましては、この場でいろいろお話をするものではないかと思しますので、後ほどお話を受けたと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（下川 安君） ほかに何かありましたら。
（なしの声）

○議長（下川 安君） ではすみません、なければ採決のほうに移りたいと思います。
議第58号農用地利用集積計画の決定についてですけども、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いしたいと思います。
（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第58号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報告

○議長（下川 安君） 次に、報告に移ります。報告第32号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第33号農地の形状変更届について、報告第34号許可書返納届についての24件、事務局より併せて報告をいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。38ページをお願いいたします。

報告第32号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和4年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、38ページから42ページまでの21、合計61,256㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、43ページをお願いいたします。

報告第33号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和4年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、2件、2,739㎡を届出理由に記載のとおりを受理しております。

続きまして、44ページをお願いします。

報告第34号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和4年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、令和4年10月5日に農地法第5条許可内容で、譲受人の持ち分記載に誤りがあり、再度許可申請を行う必要が生じたため、許可書返納届を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりました。ありがとうございました。

-----○-----

6. その他

○議長（下川 安君） 引き続きその他のほうに移ります。その他で何かございませんでしょうか。

はい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。先日県の会議がありまして、これは認定農業者の委員会がありまして、皆さん、お手元に令和4年度女性農業委員登用取組計画取りまとめ一覧がありますけど、これを県の会議のとき見て、何かいこの玉名市の数字はて思うてから、ちょっと愕然として、現状が10.5%、これは農業委員19名に対して2名、推進委員の皆さんも入るんならこの半分になるなあって思ってますね、この県の会議のときも言うたんですけど、委員会の目標値ていうと

は、何の委員会でも女性登用30%以上を目指しなさいという通達があると思えますけど、でですね、この目標もですね、目標値も1名しか増えとらんとですよね。これはどういう計算でこの数字の出てきたか御説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。目標の数字がどがんやって出てきたかということですよ。前いろんなどころでですね、女性の登用30%はよくさげばれているところではありますけど、玉名市の場合があくまでこれ農業委員の委員でいくなら19人、目標は実をいうとこの現行体制、令和3年に任命されました委員、委嘱された最適化推進委員、このときもやっぱり30%という、3割ということですよ、掲げておりましたが、結果として今の2名の女性委員になった結果でありまして、呼びかけのほうは、例えば、農業委員の話ばいうとですね、法的要件で認定農業委員は過半数必要と、併せて、お願いに行くとき認定農業者協議会の女性部会のほうにお願いに、働きかけに行った経緯はあります。認定農業者協議会会長名だけではなくて、認定農業者協議会の中の女性部会等がございましたので、そちらのほうにも代表の方の宛名でですね、農業委員会の公募という形になっておりますので、応募または推薦を受けられて、よろしくお願ひしますという働きかけた経緯はありますけど、結果として選考の際に現在の結果になった次第であります。

○5番（坂本正敏君） 目標値が1名増えているのはどういった感じで増えているのかなを質問しよつとです。

○事務局長（小山 博君） それは1名でも増えればいいということですよ。

○5番（坂本正敏君） ただ熊本市の場合は、一番上を見てもらうとしゃが、これは1名から7名に目標ば、8名か、8名に増えとつとですよ。これは要するに目標値、3割に近づけるためにそれだけ頑張りましょうということであつて、玉名市の場合は1名増えてもどがしこかな、15.8%にしかならんけんですよ、やっぱりあくまでも目標値は3割に近づけんといかんて思うとですよ。何でんしゅうてち思うたっちゃする前にこぎゃんだつたならどぎゃんしようもなかでしょう。

そしてもう一つですね、これを見てもらうとしゃが、菊池市と合志市が高いですもんね、女性登用、5名と4名、これ何で多かかていうとですね、旧市町村から1名ずつ女性をあげるてなつとつとですよ。だから多かですよ。こういう話もですね、県の役員になってあがらんとわからん話です。私が何回でも言いよるばつてん、下川委員長には県の理事になって県の話ば聞いてくださいて、そういうこと言いよつとですよ。玉名市もですね、そがん考えると1市3町が合併してできとるけん、各市町村から1名ずつあぐつとすぐ4名になって思うとですね。やっぱりこのへんば考えんと女性登用の率ていうとは上がらんとて思うとですよ。これからそういうふうをお願いします。選定委員の方にそういうことはお願いしておきます。以上です。

○8番（本田多美子君） 今、坂本委員が言われたんですけど、女性委員の率というのは、これは市町村で決めていいんですか。市町村で玉名の場合だったら15.8%が目標ということだから、あと1名すればその目標に達するというで考えていいんですか。

○事務局長（小山 博君） 目標値を定めた以上は、そこに達すれば取りあえず。

○8番（本田多美子君） だから、これ各地域で、結局さっき言われたとおり、熊本市は33.3%、玉名市の場合は15.8%、この設定の元ですよ、これは玉名市が15.8%ということを決めたわけですか。

○5番（坂本正敏君） 玉名市じゃなくてこの農業委員会で決めている。

○8番（本田多美子君） 農業委員会で決めたんですか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員会がその数字ばあぐっとだろ、県にあぐっとときはそがんでしょう。事務局であげとっとでしょう。

○8番（本田多美子君） 私が今、3期目なんですけど、1期目はですね、女性の農業委員が6名いらっしたんですね。それから3名、今期が、私が3期目で今、2名なんです。だから、一応1期目のときは6名だったんですね。

○議長（下川 安君） 旧農業委員会だったでしょう。

○8番（本田多美子君） 旧農業委員会ですよ。だから、それに比べるとですね、そのパーセントというのがですね、どこで決められたのかなあと私もちょっと不思議です。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。前回の任期のときは女性委員が2名だったということがあってですね、女性委員を登用、選任がなかなか難しいところだから、目標は身近なところで1人でも増やそうというところで、2名を3名にしようともって当時の目標でした。ですので、19人の内の3人が必然的にそのパーセンテージに現れたという結果であります。だから、1名増やすことがとても難しいというそのとき考えがあったので、1名は増やそうというところで、目標値を改選の前にですね、令和3年の前の改選のときに1名を増やすことということでその数字が出た次第です。以上です。

○5番（坂本正敏君） すみません、言いにくいことなんですけど、今回、天水から女性の方が1名応募されてましたね。落ちましたよね。そのいきさつをお願いします。増やそう増やそうと思っておるとに女性があがってきて落選というのは、意味が通じらんとするんですね。何でかなあて思っております。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。確かにですね、今おっしゃったとおり、女性だから全てにおいて、これはひと言で言いますと、要項に沿って候補者評価委員会が設定されていて、その内部でのことでありましたので、これを簡単にどのよ

うな評価形態だったかというのと、完全な点数制でした。だから、女性、青年は登用してください。当然点数を高く設定しておりました。しかし、この推薦形態がどうであるとか、女性と青年というだけでイコール選定ということにもならない部分があります。ですので、回答はそこまでに控えさせていただきます。評価委員会でのことでした。以上です。

○5番（坂本正敏君） わかりました。ポイント制というとはわかります。農業委員も地域別ではないそうですね。地域別で分けてくれという要項はないそうですね。やはりポイントの高い人から順番にとってくれが要項に、合っていますね。そのへんから言うのですね、この農業委員会が新農業委員会改選があったとき、事務局長と農業委員長が認定農業者の会議のとき来られて、認定農業者からあげてくれというお願いをされましたね、覚えていますか。そのとき認定農業者からあげれば落ちることはなくて、登用するっていう話もしなはったです。

各地域であがとらんところを名簿を持ってきなって見せて、私の地区からあがとらんだっけん、そのときの会長は坂本さん、大浜地区から誰もあがとらんけん、見つけきらんときはあたがならなんばいたて言うから、私は手を上げまして見事に落選しました。

私は当時ですね、県の認定農業者の会長をしておりました。県の認定農業者の会長の落選するはずはなかばいていうてからたかがくくっとったところが落ちて、県の認定農業者の会長も大したことなかねえて。何ば言いよるか忘れてしもたばってん、そういうポイント制でするなら地域は別にしてですね、上から順番にとられて、さっき私が言ったとおりに頭の痛か案件のときはですね、容赦なくこれはだめですよと言えるごとなつとじゃなかかなあてそう思います。

でですね、選定委員もですね、なんというか一般に公募してもらって、公平な立場で見れる方によかならお願いします。以上です。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。今、坂本委員のおっしゃられたことをそのとおりに実行できますとはこの場では言い切れませんので、それは前向きな御意見だったということでお聞きさせていただきました。以上です。

○議長（下川 安君） よろしいですかね、ほかに何かございますか。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（下川 安君） なければ令和4年第12回の農業委員会総会をこれで終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時54分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年12月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 田上 靖晃

農 業 委 員 丸山 和則